

令和
5年度

経営所得安定対策等の推進

岡山市地域農業再生協議会



1. はじめに

経営所得安定対策等では、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る**水田活用の直接支払交付金**を実施しています。また、担い手農家の経営の安定に資するよう、**ゲタ対策・ナラシ対策**を実施しています。

米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、対策に加入しましょう。

2. お知らせ

(1) 令和5年産主食用米の生産量の目安

区分	岡山市	岡山県	全国
生産量(対前年比)	34,468.410 t (99.1%)	141,238t (99.1%)	669万 t (99.1%)

※全国：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より 令和4年10月20日 農林水産省公表

※岡山県：国の需給見通しである669万トンに基づき岡山県農業再生協議会が算定 令和4年12月23日提示

※岡山市：岡山県農業再生協議会が令和4年産の生産量の目安に対前年度比を用いて算出 令和4年12月13日通知

(2) 農業者別生産の目安率

区分	主食用米	転作作物
目安率	52.7%	47.3%

※岡山県農業再生協議会から提示された岡山市の令和5年産用米単収(542kg / 10a)を基に、地域の実情に応じて22地区ごとに単収を設定し、岡山市全体の生産可能数量を算定。(1)で算出された岡山市の生産量の目安/岡山市全体の生産可能数量により目安率を算出。

3. 経営所得安定対策等の概要

水田活用の直接支払交付金	水田での麦、大豆、飼料用米等の作物の生産を支援することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。
戦略作物助成	水田での麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米の生産を支援します。
産地交付金	地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、県や協議会が設定した作物への取組等を支援します。
畑地化促進助成	水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑作物の需要に応じた生産を支援するとともに、畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。
畑作物産地形成促進事業	水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。
コム新市場開拓等促進事業	需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米(パン・めん用専用品種)の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。
畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物(麦、大豆等)に対する交付金(ビール用等麦、黒大豆、種子用は除く)
収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	主食用米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が標準収入額を下回った場合にその差額の9割を補填

(1) 水田活用の直接支払交付金

①戦略作物助成 <基幹作のみが対象>

交付対象作物	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米	
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者と出荷・販売契約等を締結し、出荷・販売すること ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による検査において合格又は3等以上に格付されたものであり、数量の確認を受けていること 	
必要書類	麦・大豆	播種前契約書又は販売計画書、販売伝票の写し等
	飼料作物	利用供給協定書又は自家利用計画書、作業日誌、販売伝票の写し等 (牧草の場合は上記に加えて播種実施報告書、種子購入伝票)
	加工用米	加工用米取組計画認定申請書 (6月30日までに中国四国農政局へ提出)
	WCS用稲 飼料用米 米粉用米	新規需要米取組計画書 (6月30日までに中国四国農政局へ提出)
交付単価	麦・大豆	35,000円/10a
	飼料作物	35,000円/10a (ただし、多年生牧草で収穫のみを行う場合は10,000円/10a)
	WCS用稲	80,000円/10a
	加工用米	20,000円/10a
	飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a※

※令和5年産以降の飼料用米(一般品種)への支援について、令和6年産～令和8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げる予定となっておりますのでご注意ください。

②畑地化促進助成

◆畑地化支援・定着促進支援 <基幹作のみが対象>

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	175,000円/10a	※20,000円/10a×5年間 または 100,000円/10a(一括) ※加工用・業務用野菜等は30,000円/10a
畑作物 (麦、大豆、飼料作物等)	140,000円/10a	

- ※畑地化支援に係る取組は、申請前年度の作付要件や団地化要件等の要件を満たす必要があります。
- ※畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指します。(地目の変更を求めるものではありません。)
- ※定着促進支援を受けるには畑地化促進支援も受ける必要があります。
- ※畑地化支援は取組後、5年以上継続して高収益作物又は畑作物を作付けする必要があります。

◆子実用とうもろこし支援

対象作物	交付要件	交付単価
子実用とうもろこし	推進計画の策定、利用供給協定等の作成	10,000円/10a

◆産地づくり体制構築等支援

産地づくりに向けた体制構築支援 (1協議会当たり上限300万円)	畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援します。
土地改良区決済金等支援 (上限250,000円/10a)	令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要がある経費(地区除外決済金や協力金)を支援します。

◆畑作物産地形成促進事業 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
麦・大豆 高収益作物(加工・業務用野菜等) 子実用とうもろこし	<ul style="list-style-type: none"> ・産地・実需協働プランの策定 ・3つ以上の低コスト生産等の取組の実施 	40,000円/10a ※令和6年度に畑地化に取り組む場合、 0.5万円/10aの加算措置あり

◆コメ新市場開拓等促進事業 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
新市場開拓用米 加工用米 米粉用米(パン・めん用専用品種)	<ul style="list-style-type: none"> ・産地・実需協働プランの策定 ・3つ以上の低コスト生産等の取組の実施 	40,000円/10a 30,000円/10a 90,000円/10a

③産地交付金

◆地域の取組に応じた国からの追加配分枠 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
①そば、なたね ②新市場開拓用米 ③地力増進作物	①実需者等と販売契約を締結し、当該年度の販売実績があるもの ②新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けていること ③有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組、作業日誌、種子購入伝票の提出	20,000円／10a
新市場開拓用米の 複数年契約助成	新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けること	10,000円／10a

◆岡山市で振興するもの

対象作物名等	交付要件等	予定交付単価(上限)
指定産地等野菜作付助成 ・葉茎菜類 キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、玉ねぎ、白菜、カリフラワー、ブロッコリー ・果菜類 きゅうり、なす、ピーマン、かぼちゃ ・根菜類 だいこん、にんじん、れんこん	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの	16,000円／10a
地域重点作物作付助成 ・野菜類 いちご、メロン、アスパラガス、みずな、こまつな、えんどう、エンダイブ、セリ、パクチー、やまのいも ・果樹類(新植から3年限定) もも、ぶどう、レモン、かき、いちじく ・花き類 菊、ブプレウラム、しきみ ・加工用青刈り稲(前年度実績がある方のみ)	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの	15,000円／10a
地産地消作物助成 ・野菜類 トマト、スイートコーン、そら豆、枝豆、チンゲン菜、リーキ、ばれいしょ、甘藷、にんにく、オクラ、ごぼう、いんげん、すいか、しそ、春菊、グリーンピース、ゴーヤ、ズッキーニ、カブ、三つ葉、ターサイ、まくわうり、かんぴょう、冬瓜、にら、しろうり、こんにゃく、まこもたけ、アイスプラント ・果樹類(新植から3年限定) うめ、桑 ・花き類 ユリ、バラ、ラン、洋蘭、ひまわり ・雑穀 小豆、ハトムギ、キビ、ささげ豆、エゴマ ・豆類 落花生	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの 転作作物の作付面積の合計が 5a以上 あること ※転作作物とは水田活用の直接支払 交付金の対象作物で、 主食用米、 戦略作物助成の対象作物以外のもの	7,000円／10a
二毛作助成 ・対象作物 麦、大豆、飼料作物、加工用米、新市場開拓用米 ・対象となる組み合わせ 主食用米と対象作物又は戦略作物助成と対象作物	左欄のいずれかの二毛作 当該年度の販売実績があるもの	10,000円～ 15,000円／10a
大規模農家助成 麦(作付面積が1ha以上) 大豆(作付面積が1ha以上)	基幹作・二毛作 戦略作物助成の交付要件を満たしていること	2,000円／10a

◆岡山県で振興するもの(国の予算配分で減額される可能性があります)

対象作物	要件等	予定交付単価
飼料用米 (作付面積が1ha以上)	「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農」、「人・農地プランに位置付けられた地域の中心体となる経営体」のいずれかであること	4,000円～7,500円/10a (目安)
耕畜連携助成	下記のいずれかに取り組んでいること ①わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用(生産向上の取組が必要) ②粗飼料生産水田での放牧 ③粗飼料生産水田への堆肥の散布(資源循環)	6,500円/10a (目安)

◆産地交付金申請にあたっての必要書類一覧

対象作物	必要書類
野菜・花き類	販売伝票の写し等
加工用青刈り稲	販売伝票の写し等(国の認定を受けていないものは対象外)
果樹類	作業日誌、販売伝票等の写し
そば、なたね	播種前契約書の写し又は自家加工販売(直売所での販売)計画書、販売伝票の写し
耕畜連携助成(わら利用)	利用供給協定書写し又は自家利用計画書、作業日誌、販売伝票の写し、生産性向上の取組を行ったことがわかる書類等 (利用供給協定書の写し及び自家利用計画書は6月30日までに提出)
耕畜連携助成(水田放牧)	利用供給協定書の写し又は自家利用計画書、作業日誌 (利用供給協定書の写し及び自家利用計画書は6月30日までに提出)
耕畜連携助成(資源循環)	利用供給協定書の写し、作業日誌、堆肥の散布量が明確に確認できる資料等 (利用供給協定書の写し及び自家利用計画書は6月30日までに提出)

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外される水田について

水田活用の直接支払交付金の対象となっている水田のうち、以下の水田は将来的に交付対象水田から除外されることとなりますのでご注意ください。

①3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

令和2年度に水田活用の直接支払交付金を申請し、令和2年～令和4年の3年間作付なし(調整水田、自己保全管理等)の場合、**令和5年度も作付けがなければ、当該農地は令和5年度以降は交付対象水田から除外されます。**

今年度作付け(自家利用でも可)がなければ交付対象水田から除外されてしまう水田は、「営農計画書」の右端の「備考欄」に「※下記注意欄参照」と記載されています。

ただし、

- ・人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地として位置付けられたもの
- ・農地中間管理権が設定されたもの
- ・現在の利用形態を当面維持する必要があると中国四国農政局長が認めたもの

については、交付対象水田として維持できます。

②5年間で一度も水張りが行われていない農地

令和4年度から今後5年間で一度も水張りが行われていない農地は、**5年経過後、交付対象水田から除外されます。**

ただし、

- ・災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ・基盤整備に関連する事業が実施されている場合

のいずれかに該当する場合については交付対象水田から除外されません。

また、水張りは水稻作付けにより確認することを基本としますが、**以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなすことができます。**

- ・湛水管理を1ヶ月以上行う
- ・連作障害による収量低下が発生していない

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件はありません)	
支払方法	生産量と品質に応じて交付する「数量払い」を基本としています。 当年産の作付面積に応じて交付する「面積払い」は「数量払い」の先払いとして支払われます。	
交付対象作物	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外	
交付単価	数量払い	課税・免税事業者向け及び品質区分に応じた単価が設定されています
	面積払い	20,000円/10a (そばは13,000円/10a)
必要書類	播種前契約書又は自家加工販売計画書(様式第9-4号)などの需要に応じて生産されていることがわかる書類(6/30までに提出) ※免税事業者向け単価を申請する方は、令和5年度の交付申請から2年前の確定申告書等の提出が必要です。(6/30までに提出)	

(3) 収入減少緩和交付金(ナラシ対策)【収入保険加入者はナラシ対策に加入できません】

交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件はありません)
交付対象作物	主食用米、麦、大豆 ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外
加入要件	対策加入者はあらかじめ一定額を積み立てることが必要です。 米を生産する場合、出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)の提出が必要です
補填額	当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填します。 補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

- ゲタ対策、ナラシ対策に加入するためには、**令和5年6月30日の加入申請時まで**に認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要があります。
 - 新規に認定農業者の認定を受けるには、認定申請書を5月中旬までに提出する必要があります。
 - ゲタ・ナラシ加入申請時にご自身が認定農業者であるかどうかよく確認してください。
- 認定農業者の詳細、申請については岡山市農林水産課地域農業企画・振興室へお問い合わせください。(086-803-1346)

平均畦畔率の変更について(重要なお知らせ)

水田活用の直接支払の交付金の多くは、作物の作付面積に応じて交付額を計算しますが、本市においては平均畦畔率を使用して作付け可能面積(水張面積)を算出しています。平成30年度から令和4年度までは平均畦畔率を4.2%としていましたが、5年で改訂する必要があるため令和5年度以降は以下の平均畦畔率を使用しますので皆様にお知らせします。令和5年度の作付計画を策定される際の参考としてください。

1. 平均畦畔率

4.2%
➔
4.3%
(平成30年度~令和4年度)
(令和5年度~令和10年度)

2. 平均畦畔率の求め方

$$\text{平均畦畔率} = 100 - (\text{田本地面積} / \text{田耕地面積} \times 100)$$

※田本地面積、田耕地面積は農林水産省が公表している「農林水産関係市町村別統計」の直近の面積を使用しています。

経営所得安定対策等の申請にあたっての注意事項

- ① 令和5年度経営所得安定対策の申請をされる方は、必ず令和5年6月30日までに交付申請書(様式第1号)、営農計画書、その他必要書類(戦略作物助成等の場合)を提出してください。期限を過ぎたものについては受付できませんのでご注意ください。
- ② 共済に加入される場合には、営農計画書の名義と共済の名義を統一してください。
また、住所、氏名等に変更がある場合は二重線で消した後、訂正したものを記入してください。
- ③ 交付金の対象となる作物は原則として基幹作のみが対象です(二毛作助成、大規模農家助成を除く)。
また、水稻と二毛作の場合、水稻が基幹作になるため作付けされる場合はご注意ください。
- ④ 申請前にご自身が交付要件(認定農業者等)を満たしているかよく確認してください。要件を満たしていない場合は申請しないようにしてください。
- ⑤ 提出書類について事前に確認し、期限内に速やかに提出できるよう準備をお願いします。
- ⑥ 農地がすべて記載されているか確認してください。
- ⑦ 営農計画書の「令和5年度計画」欄は、記入例を参考にして、昨年の作付け内容を変更する場合のみ記入してください。
変更がない農地については、作付け内容の記入の必要はありません。
- ⑧ 二毛作の場合は必ず「二毛作実施計画」欄に作付面積と作物名を記入してください。記入がない場合は、二毛作助成を受けることができなくなります。
- ⑨ 「交付対象外」となっているほ場に交付対象作物を作付けしても、交付金は支払われません。交付金の支払いが必要であれば、交付対象外以外のほ場に作付けするようにしてください。
- ⑩ 「栽培目的」の欄にはすべての作物について「自家用」か「販売」のどちらかを○で囲んでください。
- ⑪ 「その他野菜、果樹、花き、豆類等」の記述では、交付対象作物として認められません。
生産出荷する作物名を具体的に記入してください。
- ⑫ 産地交付金の交付単価は上限額で記載しています。国の予算配分により減額される場合がありますので、ご注意ください。
- ⑬ 畑地化促進事業及び畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業は令和5年1月～2月に要望調査を実施し、令和5年度申請の受け付けは終了しています。
当該事業の申請を考えられている方は、次年度の申請をご検討ください。



情報提供

農林水産省のホームページで、米に関する情報を見ることができます。

★米に関するマンスリーレポート

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

★米をめぐる参考資料

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/kome_siryou.html